

公衆浴場耐震化促進支援事業及びクリーンエネルギー化等推進事業補助要綱

平成 3 1 年 4 月 1 日
3 0 生 消 生 第 5 6 6 号
令 和 3 年 4 月 1 日
一部改正 2 生 消 生 第 4 0 9 号
令和 4 年 6 月 1 5 日
一部改正 4 生 消 生 第 1 3 0 号

(趣旨)

第 1 この要綱は、公衆浴場耐震化促進支援事業補助金（以下「耐震化補助金」という。）及び公衆浴場クリーンエネルギー化等推進事業補助金（以下「クリーンエネルギー化等補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 耐震化補助金は、都内公衆浴場における耐震対策を促進し、これに要する経費の一部を補助することにより、公衆浴場利用者の安全・安心の確保を図ることを目的とする。

2 クリーンエネルギー化等補助金は、公衆浴場経営者等が行う、使用燃料の重油、廃油、雑燃及びこれらの併用から都市ガス等のクリーンエネルギーへの転換、既設ガス燃料設備の更新、LED照明器具への切替え、高効率空調機への切替え、太陽光発電設備の導入・更新及びコージェネレーション設備の導入に対し、これらに要する経費の一部を補助することにより、二酸化炭素、窒素酸化物及び硫黄酸化物の排出削減等に寄与し、省エネ等を促進するとともに、都内公衆浴場の経営の安定を図り、都民の入浴機会を確保することを目的とする。

(定義)

第 3 この要綱において「公衆浴場」とは、公衆浴場法（昭和 2 3 年法律第 1 3 9 号。以下「法」という。）第 1 条第 1 項に規定する公衆浴場であつて、公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準に関する条例（昭和 3 9 年東京都条例第 1 8 4 号）第 2 条第 1 項に規定する普通公衆浴場又は法第 2 条第 3 項の規定に基づき特別区若しくは保健所を設置する市が定める条例において規定する普通公衆浴場をいう。

2 この要綱において「所有者」とは、公衆浴場を所有する者をいう。

3 この要綱において「経営者」とは、公衆浴場を現に経営し、公衆浴場の改修について所有者の承諾を得た者をいう。

(補助対象事業)

第 4 耐震化補助金の交付の対象とする事業（以下「耐震化補助事業」という。）は、

公衆浴場の所有者又は経営者が行う既設公衆浴場の耐震補強工事（耐震診断に要する費用を含む。）とする。なお、少ない費用で行う修繕を「応急的修繕」とし、主に別紙１に掲げる修繕をいう。また、計画的に進める比較的費用のかかる修繕を「計画的修繕」とし、主に別紙２に掲げる修繕をいう。

- ２ クリーンエネルギー化等補助金の交付の対象とする事業（以下「クリーンエネルギー化等補助事業」という。）は、公衆浴場の所有者又は経営者が行う事業で、別紙３に掲げる「クリーンエネルギー化」、「コージェネレーション設備設置」、「太陽光発電システム設置」、「ＬＥＤ照明器具設置」、「既設ガス燃料設備更新」及び「高効率空調機設置」とする。

（補助対象者）

第５ 補助を受けることができる者は、公衆浴場の所有者又は経営者であって、補助事業が完了した日から５年以上公衆浴場の営業を継続し、事業税及び都民税を現に滞納していない者で、補助を受けようとする年度において同一の公衆浴場を対象としてこの要綱による補助を受けていない者（知事が特に必要と認めた場合は除く。）とする。ただし、暴力団員等（東京都暴力団排除条例（平成２３年東京都条例第５４号。以下「暴排条例」という。）第２条第３号に規定する暴力団員及び同条第４号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）及び次に掲げる団体は、この要綱に基づく助成金の交付の対象としない。

（１）暴力団（暴排条例第２条第２号に規定する暴力団をいう。）

（２）法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当する者があるもの

（補助内容）

第６ 東京都は、第４に規定する補助事業を実施する公衆浴場の所有者又は経営者に対し、その改修等に要する費用の一部を予算の範囲内で補助する。

（補助対象経費の限度額）

第７ 東京都が補助の対象とする補助対象経費の限度額は、次のとおりとする。

２ 耐震化補助事業

（１）応急的修繕は、１施設６百万円とする。

（２）計画的修繕は、１施設１千万円とする。

（３）補助対象経費の内容は、耐震補強工事（必要と認められる附帯工事費を含む。）及び耐震診断に要する経費とする。

３ クリーンエネルギー化等補助事業

（１）クリーンエネルギー化は、１施設６百万円とする。

（２）コージェネレーション設備設置は、１施設４百５０万円とする。

（３）太陽光発電システム設置は、１施設１千３百９２万円とする。

（４）ＬＥＤ照明器具設置は、１施設３百万円とする。

（５）既設ガス燃料設備更新は、１施設６百万円とする。

（６）高効率空調機設置は、１施設６百万円とする。

（７）補助対象経費の内容は、都市ガス又は太陽光発電若しくはヒートポンプへの転

換に伴う工事費（必要と認められる附帯工事費を含む。）等、別紙 4 に掲げる経費とする。

（補助金の額）

第 8 耐震化補助金の額は、次のとおりとする。

（1）応急的修繕は、補助対象経費の 3 分の 2 以内とし、1 施設につき 4 百万円を超えないものとする。

（2）計画的修繕は、補助対象経費の 3 分の 2 以内とし、1 施設につき 6 百 6 0 万円を超えないものとする。

2 クリーンエネルギー化等補助金の額は、次のとおりとする。

（1）クリーンエネルギー化は、補助対象経費の 3 分の 2 以内とし、1 施設につき 4 百万円を超えないものとする。

（2）コージェネレーション設備設置は、補助対象経費の 3 分の 2 以内とし、1 施設につき 3 百万円を超えないものとする。

（3）太陽光発電システム設置は、補助対象経費の 3 分の 2 以内とし、1 施設につき 9 百 2 8 万円を超えないものとする。

（4）LED 照明器具設置は、補助対象経費の 3 分の 2 以内とし、1 施設につき 2 百万円を超えないものとする。

（5）既設ガス燃料設備更新は、補助対象経費の 3 分の 2 以内とし、1 施設につき 4 百万円を超えないものとする。

（6）高効率空調機設置は、補助対象経費の 3 分の 2 以内とし、1 施設につき 4 百万円を超えないものとする。

3 1 又は 2 の規定により算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

（交付申請）

第 9 補助を受けようとする者は、公衆浴場耐震化促進支援事業及びクリーンエネルギー化等推進事業補助金交付申請書（別記第 1 号様式）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

（1）工程表及び見積書

（2）既存の浴場施設の営業許可書の写し

（3）法人の登記事項証明書

（4）前年度の事業税及び都民税の納税証明書

（5）印鑑証明書

（6）法人の場合は、法人税申告書及び決算書の写し（過去 1 か年の直近の決算期間）

個人の場合は、所得税確定申告書及び決算書の写し（過去 1 か年の直近の決算期間）

（7）別紙 5 ①に掲げる書類等

（8）誓約書（別記第 2 号様式）

（9）営業継続期間誓約書（別記第 3 号様式）

（10）（1）から（9）までに掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(交付決定)

- 第10 知事は、第9の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めた場合には交付を決定し、補助金交付決定書（別記第4号様式）により、また、交付しないことと決定したときは、通知書（別記第5号様式）により、それぞれ通知する。
- 2 知事は、1の場合において必要があると認めたときは、補助金の交付申請に係る事項に修正を加え、又は条件を付して補助金の交付決定をすることができる。
- 3 知事が必要と認めた場合には、補助を受けようとする者が、第5に規定する暴力団員等であるか否かの確認のため、警視庁へ照会する。

(申請の撤回)

- 第11 交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、交付決定の内容又は条件に異議のあるときは、当該通知を受けた日の翌日から起算して14日以内に、書面により申請の撤回をすることができる。

(工事の着工時期及び期間)

- 第12 交付決定者は、その通知を受けた日から起算して50日以内に、当該決定に係る工事に着手しなければならない。
- また、工事に着手したときは、速やかに工事着手届（別記第6号様式）を知事に提出しなければならない。
- 2 交付決定者は、申請年度末の3月31日までに当該工事を完了しなければならない。
- ただし、太陽光発電システムについては、設置工事を終了し、電力会社と電力受給契約を締結し、受給開始を申請年度の1月末までに行うこと。

(変更承認申請)

- 第13 交付決定者は、次のいずれかに該当するときは、あらかじめ変更承認申請書（別記第7号様式）を知事に提出し、承認を受けなければならない。
- (1) 交付決定に係る工事内容を著しく変更しようとするとき。
- (2) 工事の着工時期及び期間について、第12 1に規定する期間を超える変更をしようとするとき。

(変更承認)

- 第14 知事は、第13の規定による申請書を受理したときは、申請の内容を審査し、適当と認めたときは変更を承認し、変更承認書（別記第8号様式）により、また、変更を承認しないときは、変更不承認通知書（別記第9号様式）により、それぞれ通知する。

(工事の中止又は廃止)

- 第15 交付決定者は、交付決定に係る工事を中止又は廃止しようとするときは、工事廃止（中止）承認申請書（別記第10号様式）を知事に提出し、承認を受けなければならない。

（工事の中止等の承認）

第16 知事は、第15の規定による申請書を受理したときは、申請の内容を審査し、
適当と認めたときは中止又は廃止を承認し、工事廃止（中止）承認書（別記第11
号様式）により、また、中止又は廃止を承認しないときは、工事廃止（中止）不承認
通知書（別記第12号様式）により、それぞれ通知する。

（交付決定の取消し）

第17 知事は、交付決定者が次のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は
一部を取り消すことができる。

- （1）正当な理由なく、第12-1に規定する期間内に工事に着手しなかったとき。
 - （2）知事の承認を受けないで、交付決定に係る工事内容を著しく変更したとき。
 - （3）偽りその他不正な手段により交付決定を受けたとき。
 - （4）事業税及び都民税を滞納したとき。
 - （5）（1）から（4）までに定めるもののほか、交付決定の内容若しくは条件、法令又は知事の指示に違反したとき。
 - （6）交付決定者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の
従業者若しくは構成員を含む。）が、暴力団員等に該当するに至ったとき。
 - （7）交付決定者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の
従業者若しくは構成員を含む。）が、公序良俗に反する等知事が補助の対象として
適当でないとするとき。
 - （8）その他、天災事変等やむを得ず工事を中止又は廃止したとき。
- 2 知事は、1の規定により交付決定を取り消したときは、交付決定取消通知書（別
記第13号様式）により通知する。
- 3 1の規定は、交付すべき補助金の額の確定があつた後においても適用があるもの
とする。

（交付決定に関する届出事項）

第18 交付決定者が、補助金の額の確定前に、住所又は氏名（法人の場合は、名称
及び代表者氏名）の変更その他重要な事項に変更を生じたときは、速やかに知事に
届け出なければならない。

（工事完了報告）

第19 交付決定者は、交付決定に係る工事（複数の工事の交付決定を受けていると
きは、最後の工事）が完了したときは、工事完了届（別記第14号様式）及び別紙
5②に掲げる書類等を知事に提出し、確認を受けなければならない。

（支払完了報告）

第20 交付決定者が補助金に相当する額の支払を完了したときは、支払の日から起
算して10日以内に支払完了届（別記第15号様式）を知事に提出し、その確認を
受けなければならない。

(補助金の交付手続)

- 第21 知事は、第19の規定による工事完了届を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定書（別記第16号様式）により通知する。
- 2 1の規定による通知を受けた者は、知事が指定する期日までに、請求書（別記第17号様式）を提出しなければならない。
- 3 知事は、2の請求書を受理したときは、その内容を審査し、補助金の支払を適当と認めたときは、これを支払うものとする。

(補助金の返還)

- 第22 知事は、第17の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。
- 2 知事は、第17（5）の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助金の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、第5に規定する期間内に、補助事業に係る公衆浴場の営業を廃止したときは、知事の指定する額の返還を命ずるものとする。ただし、補助事業者の健康上の問題又は死亡等やむを得ない理由により公衆浴場の営業を廃止せざるを得ないときなど、知事が特に認める場合はこれを免除することができる。
- 3 2に定める返還額は、別紙6に掲げる算式によって算出して得られた額とする。

(違約加算金及び延滞金)

- 第23 知事が第17の規定により、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において補助金の返還を命じたときは、補助事業者は、当該命令に係る補助金の受領日から納付日までの日数に応じ、当該補助金の額につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- 2 知事が補助事業者に対し補助金の返還を命じた場合において、補助事業者がこれを納期日までに納付しなかったときは、補助事業者は納期日の翌日から納付日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- 3 知事は1及び2の場合において、第17（5）の規定により補助金の交付決定を取り消し、やむを得ない事情があると認めるときは、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。
- 4 1及び2の規定に定める年当たりの割合は、閏年を含む期間についても365日当たりの割合とする。

(補助事業者の届出事項)

- 第24 補助事業者が、次のいずれかに該当するときは、速やかに知事に届け出なければならない。
- (1) 補助事業に係る施設・設備について火災、地震等の災害その他重大な事故が生じたとき。

(2) 第17 1 (4) に該当したとき。

(3) 住所又は氏名（法人の場合は、名称及び代表者氏名）の変更その他重要な変更を生じたとき。

(4) 補助事業に係る公衆浴場の営業を廃止しようとするとき（別記第18号様式による届出）。

（財産処分の制限等）

第25 補助事業者は、この補助事業により取得し又は効用を増加した財産（一個又は一組の取得価格又は効用の増加額が50万円以上の工作物、機械及び器具とする。）を、知事の承認を受けずに補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）により定められている年数を経過した財産及び知事が特別の理由があると認めた財産処分の場合は、この限りでない。

2 知事は、補助事業者が、知事の承認を受けて、この補助事業により取得した財産を譲渡し、交換し又は貸し付けた場合において収入があったときは、知事の指定する額を東京都に納付させることができる。

（帳簿及び関係書類の整理保管）

第26 補助事業者は、補助事業に係る収入、支出を記載した帳簿その他の関係書類を当該事業の属する会計年度終了後5年間整理保管しなければならない。

（その他）

第27 この補助金の交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）の定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月15日から施行する。

別紙 1

応急的修繕（少ない費用でできる修繕）の例示

下足箱、ロッカー、自販機等に転倒防止対策を行う。
浴室との間仕切りのガラスに飛散防止フィルムを貼る。
柱・梁・敷居・鴨居等の部分的腐食を修理する。
カラン上鏡をしっかりと固定する。
天井板を不燃材に張り替える。
倒壊のおそれがある煙突を撤去する。
その他、応急的に行う少ない費用でできる修繕

別紙 2

計画的修繕（比較的費用のかかる修繕）の例示

外壁の傾き・ゆがみを補強する。
屋根の沈み・傾きを補強する。
布基礎にひび割れがある場合、復旧・補強する。
漆喰塗の天井を張り替える。
耐震診断の結果、補強を要すると判明した柱等を補強する。
その他、計画的に進める比較的費用のかかる修繕

別紙 3

クリーンエネルギー化等推進事業の補助対象事業

事項名	事業内容
1 クリーンエネルギー化	公衆浴場の使用燃料を重油、廃油、雑燃及びこれらの併用から都市ガス又は太陽光発電若しくはヒートポンプに転換
2 コージェネレーション設備設置	公衆浴場の用に供するコージェネレーション設備を設置
3 太陽光発電システム設置	公衆浴場の業に供する太陽光発電システムを設置（太陽電池モジュールは、一般財団法人電気安全環境研究所（J E T）の認証を受けたもの又はそれに準じた性能を持つもの）又は既設の太陽光発電システムの補修若しくは更新 ただし、自宅等を含まず、公衆浴場部分単独で電力会社と契約を行っている場合に限る。
4 L E D 照明器具設置	公衆浴場の照明器具を L E D 照明器具（管球のみの交換は不可）に交換 ただし、少なくとも脱衣場及び浴室は交換対象とすること。
5 既設ガス燃料設備更新	燃料のクリーンエネルギー化を実施した浴場が行う燃料設備の更新
6 高効率空調機設置	公衆浴場の空調機を高効率空調機（エネルギー消費効率が、購入の年度においてエネルギー使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）に基づく平成21年6月22日経済産業省告示第213号の判断基準（トップランナー制度）又は国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第7条1項に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」で示す基準値以上であること。）に交換

別紙 4

クリーンエネルギー化等推進事業の補助対象経費の内容

事項名	補助対象経費の内容
1 クリーンエネルギー化	都市ガス又は太陽光発電若しくはヒートポンプへの転換に伴う設備費及び工事費（必要と認められる附帯工事費を含む。）
2 コージェネレーション設備設置	コージェネレーション設備費及び工事費
3 太陽光発電システム設置	太陽光発電システム費（太陽電池モジュール、附属機器（※1））及び設置工事に係る費用（※2、3）
4 L E D 照明器具設置	L E D 照明器具費及び工事費
5 既設ガス燃料設備更新	既設ガス燃料設備の更新費用
6 高効率空調機設置	高効率空調機費及び工事費

※1 太陽光発電システム設置と併せて導入する蓄電池等を含む。

※2 既設の太陽光発電システムの更新に伴う機器撤去等を含む。

※3 太陽光発電システム設置に必要な屋根の補強、補修等を含む。

別紙 5

① 要綱第 9 (7) の添付書類

対象事業	必要書類	備考
・耐震化補助事業 ・クリーンエネルギー化 ・コージェネレーション設備設置 ・太陽光発電システム設置 ・L E D照明器具設置 ・既設ガス燃料設備更新 ・高効率空調機設置	施工前写真	
	図面	施工、設備導入に係る内容が分かるもの
・クリーンエネルギー化 ・コージェネレーション設備設置 ・L E D照明器具設置 ・既設ガス燃料設備更新 ・高効率空調機設置	導入する器具及び設備の概要が分かるもの	高効率空調機設置の場合、仕様のほか、既存機器と比較して省エネ効果の概算が確認できるもの
・太陽光発電システム設置	太陽電池モジュール及び附属機器の形状・規格内容が分かるパンフレット等	
	太陽電池モジュールが認証機器であると分かるもの	認証機関が作成した認証機器一覧等
	対象システムの単線結線図	

② 要綱第 1 9 の添付書類

対象事業	必要書類	備考
・耐震化補助事業 ・クリーンエネルギー化 ・コージェネレーション設備設置 ・太陽光発電システム設置 ・L E D照明器具設置 ・既設ガス燃料設備更新 ・高効率空調機設置	施工中・施行後写真	太陽光発電システム設置の場合、対象システムの設置状態を示す写真（太陽電池モジュールの枚数が確認できるもの）
	請求書	工事事業者からのもの
・耐震化補助事業	耐震性の評価に関する書類	計画的修繕の場合のみ
・太陽光発電システム設置	取り付けた太陽電池モジュールが確認できるもの	出力対比表等
	「電力受給契約申込書」（お客さま控え）の写し	電力会社の承諾印が押印されたもの
	「購入電力量のお知らせ」（*）の写し	受給開始後初回のもの
・L E D照明器具設置	取り付けた照明器具が確認できるもの	

*「購入電力量のお知らせ」とは、電力受給に関するもので、電力会社から送られてくる検針票の一つです。

別紙 6

補助金返還額の算式

$$\text{返還額} = \text{交付金額} \times \{ (365 \text{ 日} \times 5 \text{ 年} - \text{補助事業が完了した日から公衆浴場の} \\ \text{営業を廃止した日までの日数}) \div (365 \text{ 日} \times 5 \text{ 年}) \}$$

別紙 7 (参考)

補助対象経費の限度額及び補助金の額

1 耐震化促進支援事業

事項名	補助対象経費 の限度額	補助金の額	
		補助率	補助金の 限度額
・ 応急的修繕	1 施設につき 6 0 0 万円	補助対象経費の 3 分の 2 以内	1 施設につき 4 0 0 万円
・ 計画的修繕	1 施設につき 1 0 0 0 万円	補助対象経費の 3 分の 2 以内	1 施設につき 6 6 0 万円

2 クリーンエネルギー化等推進事業

事項名	補助対象経費 の限度額	補助金の額	
		補助率	補助金の 限度額
・ クリーンエネルギー化	1 施設につき 6 0 0 万円	補助対象経費の 3 分の 2 以内	1 施設につき 4 0 0 万円
・ コージェネレーション設備 設置	1 施設につき 4 5 0 万円	補助対象経費の 3 分の 2 以内	1 施設につき 3 0 0 万円
・ 太陽光発電システム設置	1 施設につき 1, 3 9 2 万円	補助対象経費の 3 分の 2 以内	1 施設につき 9 2 8 万円
・ L E D 照明器具設置	1 施設につき 3 0 0 万円	補助対象経費の 3 分の 2 以内	1 施設につき 2 0 0 万円
・ 既設ガス燃料設備更新	1 施設につき 6 0 0 万円	補助対象経費の 3 分の 2 以内	1 施設につき 4 0 0 万円
・ 高効率空調機設置	1 施設につき 6 0 0 万円	補助対象経費の 3 分の 2 以内	1 施設につき 4 0 0 万円